

海岸地区まちぢから協議会 規約

目次

- 第1条 名称
- 第2条 区域
- 第3条 目的
- 第4条 事業
- 第5条 委員
- 第6条 役員
- 第7条 役員の任期
- 第8条 役員の仕事
- 第9条 会議
- 第10条 総会
- 第11条 総会の種別
- 第12条 総会の招集
- 第13条 総会の議決事項
- 第14条 総会の議事録
- 第15条 運営委員会
- 第16条 運営委員会の招集
- 第17条 運営委員会の決定事項
- 第18条 役員会
- 第19条 役員会の招集
- 第20条 役員会の所掌事項
- 第21条 部会
- 第22条 部会長及び副部会長の仕事
- 第23条 部会長及び副部会長の任期
- 第24条 部会の招集
- 第25条 部会の協議事項
- 第26条 海岸地区コミュニティセンターの管理運営
- 第27条 事務局
- 第28条 事業及び会計年度
- 第29条 経費
- 第30条 住民等からの意見等の取り扱い
- 第31条 必要事項

(名称及び所在地)

第1条 本会は、海岸地区まちぢから協議会と称し、その所在地を海岸地区コミュニティセンター（東海岸北5-16-20）とする。

(区域)

第2条 本会の活動区域は市長が告示する海岸地区（以下「海岸地区」という。）とする。

(目的)

第3条 本会は、住みよい地域社会の構築のため、地域課題を把握・協議し、市と協働して、自主的・主体的に課題解決に向けた地域活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民相互及び各種団体の連携促進に関すること。
- (2) 住民参画の促進及び団体活動の活性化に関すること。
- (3) 地域課題を共有し、課題解決のための検討、提案及び事業の実施に関すること。
- (4) 地域のあり方や目指すべき方向性の検討に関すること。
- (5) 海岸地区コミュニティセンターの管理運営に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第5条 本会の委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 海岸地区に属する各単位自治会の代表
 - (2) 海岸地区社会福祉協議会の代表
 - (3) 海岸地区民生委員児童委員協議会の代表
 - (4) 茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会の代表
 - (5) 東海岸小学校区青少年育成推進協議会の代表
 - (6) 東海岸体育振興会の代表
 - (7) 海岸地区コミュニティセンター管理委員会の代表
 - (8) 地域包括支援センターあいの代表
 - (9) ボランティアセンター海岸の代表
 - (10) 公募による者
 - (11) 本会が推薦する者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、総会の決議によってその任期を短縮することを妨げない。
 - 3 委員は再任を妨げない。
 - 4 委員の定数は、30名以内とする。
 - 5 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、委員として職務を行わなければならない。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

2 前項の役員は、総会において、委員の中から選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は再任を妨げない。ただし、会長は3期までとする。

4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、役員として職務を行わなければならない。

(役員任務)

第8条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。
- (3) 書記は、事務局を統括する。
- (4) 会計は、本会の運営及び活動に関する経理事務を行う。
- (5) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不整の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、運営委員会、役員会及び部会とする。

2 会議は、各会議を構成する者の過半数の出席により成立する。ただし、総会については委員のうち、委任状の提出をもって出席とみなすことができる。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

4 前2項の規定は、総会、運営委員会及び役員会に適用するものとし、部会については部会長に対応を委ねるものとする。

5 会議には、各会議を構成する者以外の者にも出席をもとめ、意見を聞くことができる。

(総会)

第10条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会種別)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条第5号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第12条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の15日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第13条 総会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 本会の事業報告及び決算に関すること。
- (2) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (3) 本会の役員を選任及び解任に関すること。
- (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他本会の組織及び運営方針に関すること。

(総会の議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、委員をもって構成する。

2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。

(運営委員会の招集)

第16条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の決定事項)

第17条 運営委員会は、本会の事業や地域課題を協議し、次の事項を決定する。

- (1) 本会の委員等の入会又は退会の承認に関すること。
- (2) 本会の公募による委員の募集に関すること。
- (3) 部会の設置及び廃止に関すること。
- (4) 各部長の選任及び解任に関すること。
- (5) 各部会が協議した事項に関すること。
- (6) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関すること。
- (7) 本会に寄せられた意見及び提案事項に関すること。
- (8) 住民への周知に関すること。
- (9) その他委員から提案された事項に関すること。

(役員会)

第18条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会の議長は、本会の会長が就く。

(役員会の招集)

第19条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の所掌事項)

第20条 役員会は、次の事項を所掌する。

(1) 総会及び運営委員会に付議する事項に関すること。

(2) 総会及び運営委員会において決定された事項のうち、本会全体に係るものの執行に関すること。

(3) その他総会及び運営委員会の決定を要しない会務の執行に関すること。

(部会)

第21条 部会は、部会員をもって構成する。

2 部会に、部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、委員から選任する。

4 部会員は、当該部会への参画の意志があるものとする。

5 副部会長は、その部会において部会員の中から互選により選出する。

6 部会の議長は、部会長が就く。

(部会長及び副部会長の任務)

第22条 部会長及び副部会長の任務は、次のとおりとする。

(1) 部会長は、担当部会を代表し、部会の運営を総括する。

(2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(部会長及び副部会長の任期)

第23条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、運営委員会の決議によってその任期を短縮することを妨げない。

2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部会長及び副部会長は再任を妨げない。

4 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、部会長及び副部会長としてその職務を行わなければならない。

(部会の招集)

第24条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

(部会の協議事項)

第25条 部会は、所掌する事項について調査・審議する。

2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(海岸地区コミュニティセンターの管理運営)

第26条 本会の中に海岸地区コミュニティセンター管理委員会を設ける。

2 海岸地区コミュニティセンター管理委員会は、海岸地区コミュニティセンターの管理運営を行い、所掌する事項は別に定める。

(事務局)

第27条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、次の事項を行う。

- (1) 会議の資料の作成に関する事。
- (2) 会議の議事録の作成に関する事。
- (3) 会計事務に伴う事項に関する事。
- (4) 茅ヶ崎市や関係団体等との連絡調整に関する事。
- (5) その他本会の運営に必要な事項に関する事。

(事業及び会計年度)

第28条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第29条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第30条 会議で出された意見等の他、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、役員会及び運営委員会に報告する。

(必要事項)

第31条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成28年3月27日から施行する。

この規約は、海岸地区コミュニティセンター管理委員会の組織組み入れに伴い、令和2年9月19日の臨時総会の議決に基づき、令和3年4月1日から施行する。